様式第七号から様式第九号までを削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十七第一項」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表二外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の項中「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、「第十一条第一項」の下に「及び第二十一条の六」を加える。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十号を次のように改める。

十　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則第一条第一項

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「外国医師の臨床修練」を「外国医師等の臨床修練及び臨床教授等」に改め、「病院」の下に「又は診療所」を加え、「、臨床修練の許可及び臨床修練指導医の認定」を「並びに臨床修練及び臨床教授等の許可」に改め、「にと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年における第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下この項において「新規則」という。）第三十条の三十三の三に規定する病床機能報告に係る新規則第三十条の三十三の六第一項の規定の適用については、同項中「同月三十一日」とあるのは、「十一月十四日」とする。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　示

○総務省告示第三百十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

別表第二十三号中

設備規則第49条の６の４第１項及び第３項に規定する基地局の無線設備	設備規則第49条の６の４第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備

を

ＣＤ２ＦＣ	ＣＤ２ＦＢ

に、

設備規則第49条の６の４第１項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第３項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備を除く。）	設備規則第49条の６の４第１項及び第３項に規定する基地局の無線設備
設備規則第49条の６の４第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備	設備規則第49条の６の４第１項及び第３項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第３項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備を除く。）

を

ＣＤ２ＢＳ	
ＣＤ２ＦＣ	ＣＤ２ＦＢ
ＣＤ２ＦＢ	ＣＤ３ＢＳ
ＣＤ３ＢＳ	

に、

設備規則第49条の６の５第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備	設備規則第49条の６の５第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備（同項及び同条第３項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項及び第４項に規定する基地局の無線設備を除く。）

を

ＣＤ３ＦＢ	ＣＤ３ＦＢ
ＳＦＤ１ＢＳ	

に、

設備規則第49条の28第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備	設備規則第49条の29第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備

を

ＢＷＡ１ＦＣ	ＢＷＡ１ＢＳ

に、

設備規則第49条の28に規定する基地局の無線設備（同条第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備並びに同条第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備を除く。）	設備規則第49条の28第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備

を

ＢＷＡ１ＢＳ	ＢＷＡ１ＦＣ

に、

設備規則第49条の29第１項、第２項、第５項及び第７項に規定する基地局の無線設備	